和束町空き家活用による新ビジネス創生事業支援業務　特記仕様書

１　委託業務名

　　　和束町空き家活用による新ビジネス創生事業支援業務

２　業務の目的

　　　本業務は、人口減少が著しい和束町において、和束町体験交流センターを有効活用し、地域外の企業や個人事業主等のサテライトオフィスの誘致及びコワーキングスペースの活用により、地域外の人材を呼び込み、移住定住や新しい仕事づくりなど地域経済の活性化に取り組む。また、町内における空き家を活用した滞在型サテライトオフィスの利用促進と拡大を図る。

具体的な業務委託内容は、和束スマートワークオフィスのお試しサテライトオフィスやコワーキングスペースの利用を拡大する。そのために、町内住民への周知並びに地方へのサテライトオフィス設置に興味のある企業等を対象に本町の魅力を伝えるためのPR活動を展開する。

更に町内における空き家を活用した滞在型サテライトオフィス等の周知や利用を促進し、将来の移住や新しい仕事づくりなど地域経済の活性化に取り組む。

３　履行場所

　　　和束町体験交流センター（京都府和束町大字中小字平田２３－１）内

　　　「和束スマートワークオフィス」

４　履行期間

　　　令和７年５月１日から令和８年３月３１日まで

５　業務の実施

　（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

　（２）受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。

　（３）受託者は、業務の実施にあたって委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。

　（４）受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。

　（５）受託者は、事前に和束町の書面による承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託事業者の責任において再委託先に委託することができるものとする。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りでない。

　（６）本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

６　業務内容

　（１）和束スマートワークオフィスの運営

　　　①受託者は、本町に進出可能性のある企業や個人事業主（以下「活用企業等」という。）に対し、本町の魅力発信、事業PR・アプローチ・視察対応や施設利用に係るコーディネートを行う。

　　　　※活用企業等の当町までの旅費については、本業務の委託料に含めることができる。ただし、宿泊経費については活用企業等の負担とし、本業務の委託料に含めない。

　　　②受託者は活用企業等に対して当町へのオフィス進出の可能性、移住定住の可能性、当町の魅力、課題等の調査を実施し、委託者に報告すること。

　　　③週1回程度管理運営を行い利用状況を受託者に報告すること。

　（２）企業へのプロモーション活動

　　　　サテライトオフィス等の環境について、インターネット系メディア（SNS等）、全国紙または専門雑誌等のメディアを活用した広告宣伝業務を実施すること。その他、効果的なプロモーション方法（コンセプトやキャッチコピーの策定）を検討し、企画、実施すること。

　（３）空き家を活用した滞在型サテライトオフィス等の周知や利用促進

　　　　　お試しサテライトオフィス用として活用できる、町内空き家の掘り起こしを関係団体等と調整するとともに利用促進を行う。

　（４）テレワーク及びワーケーショントライアル

　　　　　　　　　本町におけるテレワークやワーケーション実施に興味を持った企業等が、実際に来町してトライアルするための支援を行うこと。

　　　　　　　　トライアルの企画・運営やお試しサテライトオフィスとの調整、効果検証を目的とした参加企業等へのアンケート調査等を実施すること。

　　　　　　　　（トライアルの内容）

　　　　　　　　・トライアルは２回以上企画すること。

　　　　　　　　・テレワーク施設の利用体験だけでなく、アクテビティ体験プログラムの実施・地元住民との交流、和束町ならでは特性や魅力を生かしたトライアルであり、再度来町したくなるような内容とすること。

　　　　　　　　（トライアルに係る経費）

　　　　　　　　・次の経費は本委託業務の対象経費に含めてよいものとする。

1. お試しサテライトオフィス利用に係る経費
2. 体験プログラムに係る経費
3. 新型コロナウイルス感染対策に係る経費
4. その他必要となる経費

　　　　　　　　　　　＊参加者の食事代は対象外

７　注意事項

　（１）受託者は、和束町個人情報保護条例等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

　（２）成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。

　（３）本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。

　（４）業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

　（５）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が別途協議する。

８　成果品の提出

　　　本業務の成果として、以下（１）から（４）の内容についての記載を必須とし、四半期ごとの報告並びに最終報告書を提出すること。（A４、カラー刷り、任意様式）

また、電子データ一式についても標準的なデータ形式とした上で、CD‐ROM等に記録して納品すること。

　（１）和束スマートワークオフィスの運営内容と結果

　（２）企業へのプロモーション活動の内容と結果

　（３）町内空き家を活用した滞在型サテライトオフィス等の利用促進と結果

　（４）テレワーク及びワーケーショントライアルの効果検証と結果